

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

！！ 受給には手続きが必要です！！

- 国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**1か月後**が目安です。

支給対象世帯と申請の流れ（12月10日基準日）

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

- ①令和3年1月2日以降**転入**した人がいる世帯
- ②令和3年度に**確定申告**をしていない人がいる世帯
- ③令和3年1月以降**新型コロナウイルス感染症に伴い「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)
※新型コロナウイルス感染症に伴う場合に限る

確認書を郵送します！
(要返送)

※3か月以内に返送がない場合、受け取り拒否扱いとなります。

申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）
～令和4年9月30日（金）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 支給対象となる世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 確認後、チェックを記入の上同封の返信用封筒で

3か月以内に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、①令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

②令和3年度に確定申告をしていない人がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- **申請書**に必要事項を記入して、添付書類と一緒に積丹町役場住民福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに積丹町住民福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

積丹町住民福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当

0135-44-2113

受付時間 8:30~17:15（平日のみ/土日・祝日を除く）